

室津大島地域半島振興計画の概要

1 計画の位置づけ

半島振興法に基づく計画であるとともに、山口県の半島地域の振興に係る総合計画として位置づけ、県と関係市町が一体となって計画を推進します。

2 計画の基本的事項

- ① 策定時期 平成28年2月
- ② 計画期間 平成27年度～平成36年度（10年間）
- ③ 対象地域 柳井市、周防大島町、上関町、平生町の区域

3 計画のポイント

① 今回の主な追加・拡充項目

- 若年層の流出等の問題に対応するため、新たに就業の促進について記載。
- 災害防除・防災体制の現状と課題を整理。
- 交通通信の確保の取組強化に向け、地域における公共交通の確保対策を明記。

② 計画の概要

第1 基 本 的 方 針	<ul style="list-style-type: none">1 地域の概況2 現状及び課題<ul style="list-style-type: none">新 就業の促進新 災害防除・防災体制3 振興の基本的方向
第2 振興計画	<ul style="list-style-type: none">1 交通通信の確保<ul style="list-style-type: none">拡 公共交通の確保2 産業の振興及び観光・リゾートの振興新 3 就業の促進<ul style="list-style-type: none">・企業の育成強化・企業の誘致・就業に向けた情報提供等・農林水産業への就業支援4 水資源の開発及び利用5 生活環境の整備6 都市機能の整備7 高齢者の福祉その他福祉の増進8 医療の確保9 教育及び文化の振興10 地域間交流の促進11 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化12 環境の保全